

DPI北海道ブロック会議 御中

要望書への回答

平成17年10月27日
公明党北海道本部

1. について

現在の支援費制度では対象になっていない精神障害者を含めて福祉サービスを一元化し、障害の種類にかかわらず、地域で自律して生活するために必要なサービスを、平等に受けられるようになります。またこの法案によって、在宅サービスに関する国の負担が義務的なものとなり、しっかりと予算が確保されるようになります。サービスを必要とする障害者は今後、さらに増えていくと見られています。この法案は、より多くの人が必要な支援を平等に受けられる、ユニバーサル(普遍的)な仕組みを構築するための大きな一歩になります。

支援費制度によって、より多くの障害者が新たにサービスを利用できるようになった点などは評価できます。同制度で確立された「自己決定」「自己選択」の理念は、この法案に引き継がれます。その一方で、(1)利用の伸びに国の予算が追いついていかない(2)提供されるサービスの水準は地域間格差が大きい(都道府県比較でも7倍超)(3)そもそも精神障害者が対象となっていない——など課題があることも事実です。このような課題を解決し、障害者の自立した地域生活への支援を一層進めるため、法案が国会に提出されています。

2. について

今回の見直しは、支援費制度の導入後、サービスの利用が急速に拡大する中で、今後の新たなサービス利用者に対しても必要なサービスを確保できるよう考案されています。そのため、必要な費用は皆で支え合い、障害者の自立生活を支援する持続可能なシステムの確立を提案しています。定率負担を求めるに当たっては、障害者の収入の状況等に十分配慮し、負担の減免措置を講じています。さらに与党として、他の制度以上にきめ細かに配慮するよう政府に改正を求めました。

その結果、障害年金以外にほとんど収入・資産のない人については、(1)月収6・6万円以下では定率負担をゼロとし、食費等の実費負担のみにする(個別減免＝入所施設・グループホーム利用者対象)(2)社会福祉法人が減免することにより、月額上限を半分にする(社会福祉法人減免＝地域で暮らす障害者が対象)——などの特別な仕組みが設けられ、いっそう細かな配慮が行われることになりました。

法案では、本人と扶養義務者に課せられていた費用負担の取り扱いを改め、利用者

本人のみを法律上の負担義務者とすることとしています。その上で、負担を軽減する際の基準は、生計を一にする世帯全体の負担能力により設定することが提案されました。この世帯の範囲について公明党は、障害者の要望を受け止め、障害者本人の所得を基本とすべきと政府に提案。先の通常国会でも与党として、衆院厚労委員会の審議の中で訴えました。その結果、生計を一にする世帯の所得で決定することを基本としますが、障害者と同一の世帯に属する親、兄弟等がいる場合であっても、その人たちが税制と医療保険のいずれにおいても障害者を扶養しない場合は、障害者本人および配偶者の所得に基づくことも選択できるようになりました。

政府提出の法案で就労に関する事業は、他の福祉サービスを利用した場合と同様に、利用料を負担することになっていましたが、公明党の主張により、雇用型の就労継続支援事業については、事業者の判断で事業者の負担により利用料を減免できる仕組みが導入されることとなります。また、社会福祉法人による減免と、その公費助成の仕組みが、就労支援の通所サービスにも設けられることになりました。これにより、収入や資産の少ない人の場合、月額負担上限が半分になります。

3. について

障害者自立支援法案は、身体障害、知的障害および精神障害の3障害を対象とするものであり、サービスの提供面においては、障害の種別に関わらず一元的に提供する仕組みを構築することとしています。これにより、身体障害者と比べて未実施の市町村が多く存在するなど遅れがちであった知的障害者のサービスや、そもそも支援費制度の対象外であった精神障害者のサービスの提供体制が充実するものと考えています。

今回の障害者自立支援法案は、現在の各福祉法に定める身体障害者、知的障害者、精神障害者及び障害児を対象としていますので、発達障害児・者等のうちこれらの障害に該当しない者は、直接その対象となりませんが、今回の法律は、将来の普遍的な仕組みへの大きな一歩となるものと考えています。与党としては、さらに検討が進むよう、施行3年後の見直しの際には「障害者等の範囲」についても検討するため、法案の修正をしました。

4. について

障害者が地域で自立して暮らしていくためには、「働く」ということは非常に重要だと考えています。そのため、障害者自立支援法案では、就労のための訓練を行う「就労移行支援事業」を創設することなどにより、「働きたい」障害者をサポートしてまいります。また、同時に、障害者雇用促進法を改正しました。精神障害者を雇用率に参入することなどによって、雇用サイドへも障害者の雇用を進めるよう働きかけてまいります。地域活動支援センターについては、地域生活支援事業に位置づけたところであり、公明党

としては、この地域生活支援事業の実施に必要な予算の確保に全力をあげてまいります。

障害者の所得保障は、障害者の地域における自立した生活を考える上で、重要な問題と考えています。年金制度や各種手当については、現在の国の財政状況等を勘案すると大きく改善することは困難ですが、与党としては障害者がその能力や適正に応じて働けるよう就労支援を進めながら、今後とも、障害者の所得保障のあり方について検討することが必要と考えており、法案を修正し、所得保障についての検討の規定を追加しました。

5. について

市町村がサービスを決定する場合には、事前に障害者一人ひとりに面接調査を行います。その調査を基に、支援の必要度を表す「障害程度区分」を審査会(市町村に設置)の審査を経て決めます。これに加えて、本人のサービスの利用意向や、介護者の状況などをよく聴いた上で、市町村がサービスを決定します。さらに公明党の主張により審査会の委員は、障害保健福祉の有識者で、中立かつ公平な審査が行える人であれば、障害者を委員に加えることが望ましいことを国が市町村に助言することになりました。

6. について

この法案は、「重度障害者等包括支援」「重度訪問介護」など、特に重度の障害者が地域で暮らせるよう新たな給付を創設します。これらのサービスの内容や国庫負担基準などについては現在、政府が検討しています。公明党は、現在のサービス利用の実態を踏まえつつ、適切な基準とするよう一貫して要望してきました。今国会においても政府に強く訴え、「利用者に大きな変化が生じることがないよう検討する」との厚労省の局長答弁を引き出しています。引き続き重度障害者のサービス確保を政府に強く働き掛けていきます。

移動支援は、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態での実施が可能となるよう、市町村の地域生活支援事業に位置付けています。その上で、同事業の重要性を踏まえ、市町村が必ず実施しなければならない義務的な事業となります。さらにその費用は、支援費と同様に国、都道府県が補助できる規定が設けられ、より多くの自治体で必要なサービスが受けられるようになります。

7. について

現在、知的障害者が入居するグループホームでは、外部の事業者から責任関係があいまいなまま入所者へのサービスが提供されるケースもあり、見直しが必要とされています。そのため、この法案では、現在のグループホームを、介護が必要な人を対象

とする「ケアホーム」と、就労している人などを対象とする「グループホーム」に分け、入居者一人ひとりに適切なサービスを行うことにしています。一方で、現にさまざまな障害程度の方が同居している実態があることから、事業者が責任を持って利用者一人ひとりにふさわしいサービスを行うことを条件に、グループホームとケアホームの対象者の同居や、事業者によるサービスの外部委託(一部)が認められることになりました。

8. と9. について

障害者の公費負担医療については、今後とも必要な医療を確保しつつ、費用を皆で負担し支え合う制度とするため、必要な見直しを行うものですが、特に、低所得の方や障害の程度が重度でかつ継続的に医療費負担が生じる方など、医療費が家計に与える影響の大きい方に対し、きめ細かく配慮し、無理のない負担となるよう、所得に応じた負担の上限を設定しています。精神通院医療を含む自立支援医療についても、その負担の上限額の設定を世帯単位の所得ではなく、個人単位の所得とすべきとのご要望を多くいただいておりますが、公明党の要望により、福祉サービスと同様に一定の条件のもとでは障害者本人および配偶者の所得に基づくことも選択できるようになりました。

10. 衆院審議の中でさらにキメ細かい対応につとめてまいります。